

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県議会議長 川 口 正 志

奈良県議会規則第一号

奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則

奈良県議会傍聴規則（昭和四十年四月奈良県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則は、」に改め、「第三百三十条第三項」の下に「及び奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）第十五条第三項」を、「会議」の下に「及び委員会（以下「会議等」という。）」を加える。

第三条第一項中「会議」を「会議等」に改め、同条第二項中「傍聴人」を「本会議場の傍聴人」に、「定員は」を「定員は、」に改め、同項ただし書中「ある」を「できる」に改め、同条第三項中「ある」を「できる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会室の傍聴人の定員は、二十人とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることができる。

第四条第一項中「議長」の下に「又は委員長（以下「議長等」という。）」を加え、「ある」を「できる」に改め、同条第二項中「会議」を「会議等の」に改める。

第五条を次のように改める。

（傍聴席への入場禁止）

第五条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険なものを持っている者
- 二 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを携帯する者
- 三 他人に迷惑をかけると認められる行為又は服装をしている者
- 四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第六条の見出し中「議場」を「議場等」に改め、同条中「如何なる理由があつても、議場に入つてはならない」を「議場及び委員会の会議場に入ることができない」に改める。

第七条第四号を次のように改める。

四 議場及び委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。

第七条第六号中「、ポケットベル等を使用しない」を「その他音声を発する機器の電源を切ること又はマナーモードにする」に改める。

第八条の見出し中「映画等」を「動画等」に改め、同条中「映画等」を「、動画等」に、「議長」を「議長等」に改める。

第十条第一項中「議長」を「議長等」に改め、同条第二項中「議長」を「議長等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。